

2017年7月31日

東京都検察審査会様

要 望 書

私たち日本キリスト教婦人矯風会は、1886年の創立以来131年間、女性の人権を守るために性搾取や性暴力の問題にとりくみ活動してきた団体です。

このたび、私たちがテレビ・新聞等の報道から入手した情報によると、当時ジャーナリスト志望であった女性・詩織さんが2015年4月、元TBS記者で政権に近いとされる政治ジャーナリストの山口敬之氏に酒を飲まされ、性的暴行を受けたとして、警察に告訴状を提出。警視庁は捜査の上、準強姦容疑で6月山口氏への逮捕状を取ったが執行されず、8月書類送検。その後2016年7月東京地検は嫌疑不十分として不起訴処分を決定。これに対して今年5月29日、被害女性は不起訴決定を不服として東京検察審査会に審査を申し立て、自ら実名で記者会見を行ったというものです。

性暴力被害者にとって大きな勇気と覚悟が必要な告訴状を提出し、警察も逮捕状まで取った容疑者を直前で逮捕せず、送検後は1年も経ての不起訴決定と、記者会見での詩織さんの言葉を借りれば「何か見えない上の力が働いた」かのような不可解さの残る法執行と言わざるを得ません。

詩織さんはまた、「レイプは魂の殺人です。このまま沈黙し、法律や捜査のシステムを変えないのであれば、私たちはみなこの犯罪を許しているのと同じことではないでしょうか」と問いかけています。詩織さんの提起した問題は私たち一人ひとりの問題でもあります。性暴力の被害は、人格と尊厳、魂と身体を深く痛めつける甚大なものです。しかしその被害の深刻さが認識されない現状があり続けるのは、そのような被害を生む土壌そのものが変わっていないからです。日本社会におけるこの不均衡な構造を問題視しない限り、被害は繰り返されます。

私たちは、性暴力事件の直後に勇気をもって加害者を訴え、また今回正義を求めて、検察審査会に不起訴処分への不服申し立てをした被害女性の行動に敬意を表し、支持するとともに、東京検察審査会におかれましては、審査委員の皆様が被害者の訴えに真摯に耳を傾け、被害の実態を確実に把握された上で、公正な審査と決議を行って下さいますよう、心からお願い申し上げます。

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会
理事長 川野安子
性・人権部門長 北村恵子